

協働による事業の普及・促進について

○久喜市市民活動推進条例（抄）

平成22年3月23日

条例第4号

（協働による事業）

第7条 市民活動を行うもの及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、協働して事業を行うよう努めるものとする。

2 市民活動を行うもの及び市長は、協働して事業を行うに当たっては、当該事業に関する基本的事項を定めた協定等を締結するものとする。

3～7 略

<普及の課題>

- ・久喜市に手続きに関する要綱がなく、周知ができない。